

# 平成31年度知的財産専門家派遣事業における支援先の募集について

## 1 事業の目的

高知県産業振興計画に基づき、県内の市町村や団体が、主体的に知的財産を活用するための取り組みを支援し、本県の産業振興につなげます。

## 2 支援事業の概要

県内の知的財産の活用に意欲のある市町村及び団体に対し、知的財産専門家派遣事業実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき支援を行います。

### (1) 支援対象者

支援対象者は、市町村及び協同組合、NPO法人、権利能力なき社団など営利を目的としない団体とします。なお、株式会社等の営利を目的とした企業や個人事業主は当該事業の対象外となります。

### (2) 事業内容

#### ① 支援先の決定

取り組みの意欲や事業の実施体制など、要綱第4条により規定する選考基準に基づいて提出された申請書(別紙)を審査し、支援先を決定します。また、決定にあたりヒアリングをお願いすることがあります。

#### ② アドバイザー(弁理士)の派遣

支援先と期日や場所等を調整のうえ弁理士を派遣します。

#### ③ 支援内容

アドバイザーが、知的財産の保護及び活用等の取り組みに関する助言・指導を行います。

#### ④ 支援後の報告

アドバイザー派遣終了後1か月以内に、支援先は事業成果報告書(別紙2)を作成し、提出してください。

### (3) 事業実施件数

2件程度

(原則、1団体に1回の派遣としますが、必要に応じて複数回の派遣を可能とします。)

### (4) 事業実施期間

① 募集期間 平成32年2月10日まで 随時受付

② 派遣期間 平成32年2月28日まで

(応募多数の場合は、事業実施期間満了前に終了する場合があります。)

## 3 応募方法

平成31年度知的財産専門家派遣事業申請書(別紙1)を産業創造課に提出してください。

## 4 応募に当たっての注意点

### (1) 事業成果報告書の提出

支援先は、派遣終了後1か月以内に、平成31年度知的財産専門家派遣事業成果報告書(別紙2)を産業創造課長に提出してください。

### (2) 事業成果の公開

事業成果については、産業創造課ホームページ上で公開することがあります。ただし、公開する内容及び範囲は、支援先と産業創造課が協議のうえ決定します。

## 5 関係書類の提出先(問合せ先)

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部産業創造課 企画連携担当

TEL:088-823-9643 FAX:088-823-9261

E-mail: [152001@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:152001@ken.pref.kochi.lg.jp)

## 6 インターネットのご利用

この実施要領は、下記のホームページへ掲載しています。

申請書様式等のダウンロードができますのでご利用ください。

URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/>

(別紙1)

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

申請者 所在地(又は住所)  
市町村・団体名  
代表者職氏名

印

## 平成31年度知的財産専門家派遣事業申請書

知的財産専門家派遣事業実施要綱第4条1項の規定により、下記のとおり申請します。  
記

1 申請の理由(支援を受けようとする理由)

2 知的財産に関して支援を受けようとする内容

3 目指す成果(目標)

4 知的財産活用に関する担当部署及び担当者

担当者所属	
担当者職氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

※ 団体の概要(パンフレット等)がわかるものを添付してください。  
様式はA4サイズとし、提出枚数に制限はありません。

(別紙2)

## 平成31年度知的財産専門家派遣事業成果報告書

作成日：平成 年 月 日

市町村・ 団体名		代表者職・ 氏名		所在地 又は 住所	
支援内容					
事業成果					
今後目指 す成果(目 標)					
今後の事業実施体制 (知的財産専門家派遣事業終了後の知的 財産活用に関する担当部署及び担当 者)	担当部署				
	担当者職・氏名				
	電話				
	FAX				
	メール				